

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬に係る業績の反映について、平成18年度においては、常勤・非常勤役員の業績及び法人としての業績等を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

新法人設立時(平成18年4月1日)、役員報酬規程において、俸給月額を「一般職の職員の給与に関する法律」で定める指定職俸給表第4号俸相当額の範囲内と規定し、第4号俸相当額と定めた。その他、同法の改定に準じ、調整手当に替えて地域手当の新設及び手当率の変更を行った。

理事

新法人設立時(平成18年4月1日)、役員報酬規程において、俸給月額を「一般職の職員の給与に関する法律」で定める指定職俸給表第3号俸相当額の範囲内と規定し、第3号俸(所長を兼ねる場合)、第2号俸相当額と定めた。その他、同法の改定に準じ、調整手当に替えて地域手当の新設及び手当率の変更を行った。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

新法人設立時(平成18年4月1日)、役員報酬規程において、俸給月額を「一般職の職員の給与に関する法律」で定める指定職俸給表第3号俸相当額の範囲内と規定し、第1号俸相当額と定めた。その他、同法の改定に準じ、調整手当に替えて地域手当の新設及び手当率の変更を行った。

監事(非常勤)

新法人設立時(平成18年4月1日)、俸給月額を224,000円と規定

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 17,276	千円 11,064	千円 4,886	千円 1,217 (地域手当) 108 (通勤手当)	4月1日1人	
理事 (2人)	千円 28,987	千円 19,524	千円 7,074	千円 1,952 (地域手当) 436 (通勤手当)	4月1日2人	
理事 (非常勤) (人)	千円 該当者なし	千円	千円	千円		
監事 (1人)	千円 12,716	千円 8,736	千円 2,568	千円 960 (地域手当) 451 (通勤手当)	4月1日1人	
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,688	千円 2,688	千円	千円 ()	4月1日1人	

注:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
千円未満は切り捨てているため、総額が内訳の合計と一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円 1,354	年	月	H18.3.31	1	独立行政法人評価委員会の決定による。
理事A	千円 10,718	年	月	H18.3.31	1	独立行政法人評価委員会の決定による。
理事B	千円	年	月			該当者なし
理事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし
理事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし
監事A	千円	年	月			該当者なし
監事B	千円	年	月			該当者なし
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画の予算における人件費の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、人件費の効率化を推進している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人通則法第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績に応じた勤勉手当を支給することにより反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して、職員の勤務成績を考慮し、勤勉手当を支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

「一般職の職員の給与に関する法律」俸給表改定に準じ、俸給月額引き下げを行った(改定率△0.3%)。
その他、昇給時期の統一、特別昇給と普通昇給の統合、55歳昇給停止制度の廃止などの新昇給制度の導入、調整手当に替えて地域手当の新設及び手当率の変更(川崎地区勤務職員:10%→11%)を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 94	歳 46.7	千円 8,615	千円 6,327	千円 178	千円 2,288
事務・技術	人 10	歳 36.5	千円 6,259	千円 4,612	千円 265	千円 1,647
研究職種	人 81	歳 47.7	千円 9,008	千円 6,612	千円 167	千円 2,396
技能・労務職種	人 3	歳 54.8	千円 5,833	千円 4,313	千円 173	千円 1,520
医療職種 (病院医師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円

注: 技能・労務職種:自動車運転手、ボイラー技士及び動物管理職員である。

在外職員	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
------	--------	---	----	----	----	----

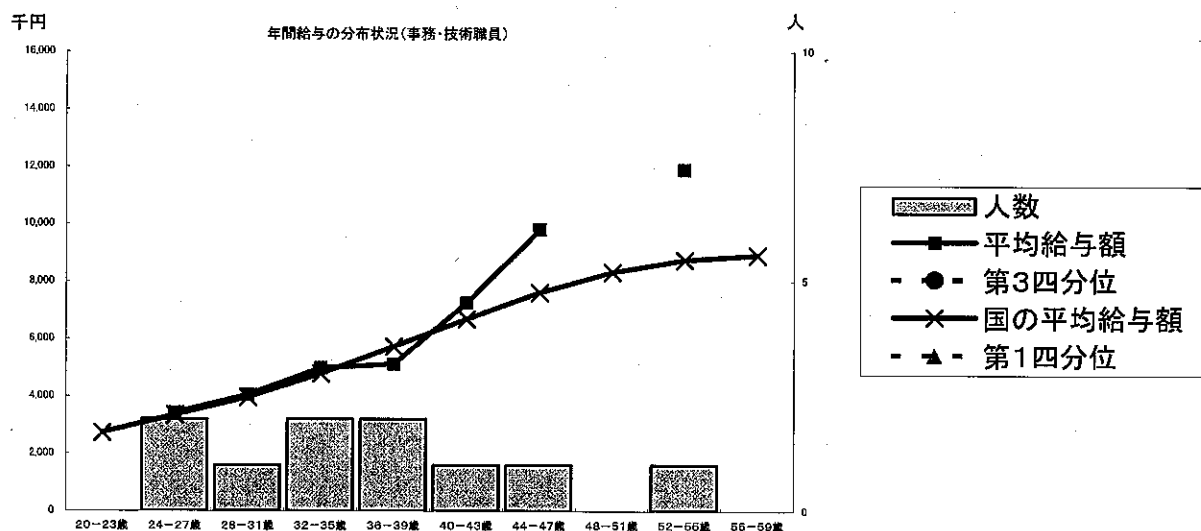
任期付職員	人 5	歳 34.5	千円 6,076	千円 4,747	千円 213	千円 1,329
事務・技術	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 5	歳 34.5	千円 6,076	千円 4,747	千円 213	千円 1,329
医療職種 (病院医師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況
(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

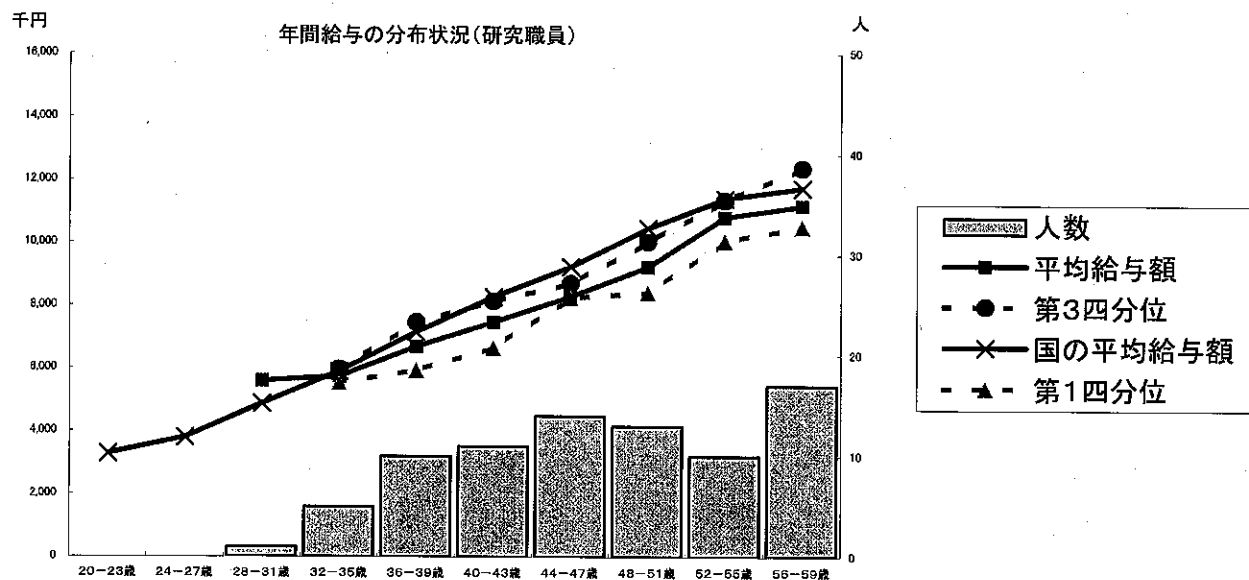
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
(代表的職位)	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	1	-	-	-	-
本部課長補佐	1	-	-	-	-
本部係長	5	36.7	5,016	5,479	5,120
本部主任	0	-	-	-	-
本部係員	3	27.5	-	3,621	-

注1:本部課長及び本部課長補佐については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2:本部係員については、該当者が4名以下のため、第1・3分位については記載していない。

注3:該当者が4名以下の年齢階層については、第1・第3四分位を記載していない。

(研究職員)



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
(代表的職位)	人	歳	千円	千円	千円
本部研究部長	13	56.6	11,149	11,814	12,414
本部研究課長	0	-	-	-	-
本部主任研究員	55	48.1	7,962	8,815	9,951
本部研究員	13	37.1	5,573	5,979	6,340

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)
(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		本部課長	本部課長補佐	本部課長補佐	本部課長補佐	本部係長	本部係長
人員 (割合)	10人	1人 (10.0%)	1人 (10.0%)	0人 (%)	1人 (10.0%)	0人 (%)	4人 (40.0%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	～	36～33
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	3,689 ～3,533 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	5,120 ～4,930 千円
		2級	1級				
		本部係員	本部係員				
		1人 (10.0%)	2人 (20.0%)				
		～ 歳	～ 歳				
		～ 千円	～ 千円				
		～ 千円	～ 千円				

注：8級、7級、5級、2級及び1級については、該当者がいずれも2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		本部研究部長	本部主任研究員	本部主任研究員	本部研究員	本部研究員
人員 (割合)	81人	16人 (19.8%)	28人 (34.6%)	24人 (29.6%)	13人 (16.0%)	0人 (%)
年齢(最高 ～最低)		59～51	58～39	58～36	43～31	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		9,313 ～7,468 千円	8,251 ～5,783 千円	6,883 ～4,234 千円	4,898 ～3,954 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		13,114 ～10,241 千円	11,460 ～7,921 千円	9,394 ～5,924 千円	6,667 ～5,475 千円	～ 千円

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 58.1	% 61.8	% 60.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.9	% 38.2	% 39.9
	最高～最低	% 41.9～41.9	% 38.2～38.2	% 39.9～39.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 70.9	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 29.1	% 32.4
	最高～最低	% 42.6～32.2	% 33.3～21.7	% 34.2～31.1

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 63.4	% 62.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.4	% 36.6	% 37.9
	最高～最低	% 44.9～32.5	% 41.7～29.6	% 41.7～31.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.7	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.3	% 32.8
	最高～最低	% 37.8～31.6	% 34.8～28.8	% 34.3～30.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

109.7

対他法人(事務・技術職員)

101.6

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

92.5

対他法人(研究職員)

90.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等に基づいて、給与を決定しているため、給与水準は概ね一致している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,034,154	千円 1,053,105	千円 (%) △18,951 (△1.8)	千円 (%) － (－)
退職手当支給額 (B)	千円 49,464	千円 119,722	千円 (%) △70,258 (△58.7)	千円 (%) － (－)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 21,538	千円 61,613	千円 (%) △40,075 (△65.0)	千円 (%) － (－)
福利厚生費 (D)	千円 130,509	千円 114,984	千円 (%) 15,525 (13.5)	千円 (%) － (－)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,235,665	千円 1,349,427	千円 (%) △113,759 (△8.4)	千円 (%) － (－)

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支払総額」は、職員数減などにより統合前組織の合算額より1.8%減となっている。
- ・「最広義人件費」は、退職者数が少なかったことにより統合前組織の合算額より58.7%減となっている。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
 - ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。
 - ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。
 - ③人件費削減の取組の進捗状況
 - a 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」:1,053,105千円
 - b 当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」:1,034,154千円
 - c 当年度末までの人件費削減率:△1.8%

Ⅳ 法人が必要と認める事項

- ・「Ⅲ 総人件費について」のうち前年度(平成17年度)の金額は、統合前組織の額を合算したものである。